

北マケドニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

※ 2019年2月、国名が「マケドニア共和国」から「北マケドニア共和国」に変更されたが、2015年に執筆した本稿では、国名変更は反映されていないことにご留意いただきたい。

I はじめに

マケドニアの憲法上の正式な国名は「マケドニア共和国」（英語では「**Republic of Macedonia**」）であるが、1993年に国連に加盟した際に暫定的に用いられた国名は「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」（英語では「**Former Yugoslav Republic of Macedonia**」、英語の略称は「**FYROM**」）である²。後述するとおり、マケドニアは、その国名の問題により、国際機関への加盟等に困難を生じることになる。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、バルカン半島にある内陸国であり、周囲をセルビア、コソボ、ブルガリア、ギリシャ及びアルバニアに囲まれている。首都はスコピエ、通貨はマケドニア・ディナールである。

現在のマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の領土には、もともとはギリシャ人が多く居住していたが、6～7世紀にスラブ人が南下して侵入し、多数派を占めるようになった。その後、東ローマ帝国、ブルガリア、セルビア、オスマン帝国に順次支配された後、1913年の第2次バルカン戦争の結果、マケドニアは、セルビア、ギリシャ及びブルガリアに分割された。セルビアに割譲された地域は、1918年に成立した「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」（1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称）の一部となった。第二次世界大戦後の1945年には、「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、マケドニアは連邦構成国の一つとなった。マケドニアは、1991年にユーゴスラビア社会主義連邦共和国からの独立を宣言し、無血での独立を果たした³。

独立後の国名を「マケドニア共和国」とすることに対しては、ギリシャが強く反発した。それは、「マケドニア」という名称は、本来、紀元前4世紀に古代マケドニア王国が存在していたギリシャ北部地域の名称であり、これを国名に使用することは、ギリシャ北部地域

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 日本政府は、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」という名称を使用している。

³ 本稿におけるマケドニアの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）375頁等を参照した。

への領土的野心を示しているとの理由からである。そこで、マケドニアの暫定的な国名を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」（以下「マケドニア」という）とすることで、1993年には国連、2002年にはWTOへの加盟が認められた。しかし、国名問題が根本的に解決したわけではなく、2008年には、ギリシャが国名問題を理由にマケドニアのNATO加盟を拒否した。2008年11月、マケドニアは、このようなギリシャの外交政策について、国際司法裁判所に提訴した。その結果、2011年12月、国際司法裁判所は、ギリシャがマケドニアとの協定に違反して、マケドニアのNATO加盟を妨害した旨の判断を示した。

マケドニアにとって、国名問題とともに重大な問題となっているのは、アルバニア人問題である。隣接するコソボの紛争によりアルバニア系難民が大量にマケドニアに流入し、また、アルバニア本国からもアルバニア人が大量に流入したことにより、現在、マケドニアの人口の約25%以上はアルバニア系であるといわれている。アルバニア人は一般に多産を好む傾向があるため、その人口は依然として増加傾向にある。マケドニア、アルバニア及びコソボを含む地域における「大アルバニア主義」の伸長が、この地域の平和を脅かすのではないかと懸念されている。2001年になってアルバニア系武装勢力とマケドニア政府軍の対立が激化したが、NATOの仲介により同年8月13日に「オフリド枠組合意」が成立した。その後はマケドニア政府が少数派にも配慮した政権運営を続けていることから、基本的には平穏に推移しているといえるが、最近でも散発的に衝突が生じている。

マケドニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、マケドニアが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。

II 憲法

1 総説

マケドニア憲法は、1991年11月17日に制定され、同月20日から施行された。その後、今日まで、数回の改正を経てきている。

マケドニア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：マケドニア憲法の主な体系⁴

前文		
第1章 基本規定		第1条～第8条
第2章 個人及び市民の基	第1節 市民的及び政治的	第9条～第29条

⁴ マケドニア憲法の英訳は、マケドニア議会の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.sobranie.mk/the-constitution-of-the-republic-of-macedonia.nspx>

本的自由及び権利	自由及び権利	
	第2節 経済的、社会的及び文化的権利	第30条～第49条
	第3節 基本的自由及び権利の保障	第50条～第54条
	第4節 経済的関係の基盤	第55条～第60条
第3章 国家の組織	第1節 マケドニア共和国の議会	第61条～第78条
	第2節 マケドニア共和国の大統領	第79条～第87条
	第3節 マケドニア共和国の内閣	第88条～第97条
	第4節 司法	第98条～第105条
	第5節 検察庁	第106条
第4章 マケドニア共和国の憲法裁判所		第108条～第113条
第5章 地方自治		第114条～第117条
第6章 国際関係		第118条～第121条
第7章 共和国の防衛並びに戦争状態及び緊急状態		第122条～第128条
第8章 憲法改正		第129条～第131条
第9章 経過規定及び最終規定		第132条～第134条

マケドニア憲法の中でとくに注目されるのは、①マケドニアが隣国に対して領土的欲求を有しないこと、②マケドニア政府による国外在住マケドニア人への関与は当該外国の統治権に干渉するものではないことを、明文で規定していることである（3条、49条）。これらは、ギリシャがマケドニアに対して、ギリシャ北部地域への領土的野心の存在を疑い、マケドニアの国連への加盟に反対していたことから、ギリシャの当該懸念を払拭するために憲法改正により追加された規定である（1992年1月6日施行）。その結果、1993年に、マケドニアの国連への加盟が認められた。

マケドニアの公用語はマケドニア語⁵であるが、少数言語の話者が20%以上の地方自治体では、当該少数言語も公用語とされる（7条）。

⁵ ブルガリアでは、マケドニア語はブルガリア語の一方言にすぎないと考えられている。野町素己著「バルカン半島の諸言語とバルカン言語学」（桑野隆ほか編著『ロシア・中欧・バルカン世界のことばと文化』（成文堂、2010年）所収）98～99頁。

マケドニア憲法は、基本的人権の尊重、法の支配、三権分立、政治的多元主義と自由・直接・民主的選挙、財産権と市場経済の保障等の基本原理を規定している（8条）。

2 統治機構

（1）議会

一院制を採るマケドニアの議会は、立法権を有する（61条）。議員数は120名から140名の間とされ、普通・直接・自由選挙で、秘密投票により選出される（62条）。議員の任期は4年である。議会は、議員総数の過半数決議により解散する（63条）。

議会の権限としては、①憲法の採択及び改正、②法律を採択し、法律に権威的解釈を与えること、③税金及び手数料を決定すること、④予算の議決、⑤条約の批准、⑥レファレンダム（国民審査）の公布、⑦内閣の選任、⑧憲法裁判所裁判官の選任等が挙げられる（68条）。また、議会は、オンブズマン（市民の憲法上、法律上の権利を行政機関等による侵害から守ることを職責とする者。任期は8年で、一度だけ再任が認められる）を選任することができる（77条）。

議会は、議員総数の過半数の出席により定足数を満たす。そして、原則として、出席議員の過半数（但し、議員総数の3分の1を下回ってはならない）の決議により決議を行う。文化、言語、教育等に直接に影響を及ぼす法律については、少数派共同体に属する出席議員の過半数の決議によらなければならない。このことについて議会内で紛争を生じたときは、「共同体間関係に関する委員会」が解決する（69条）。このように少数派共同体に優遇を与える条項が含まれているのは、マケドニアが、民族的多様性を維持しつつ、国家の統一性を図っていくために規定されたものといえよう。なお、「共同体間関係に関する委員会」は、議会により選任された19名の委員から構成される。その職責は、共同体間関係に関する問題を検討し、解決のための提案を行うことにある（78条）。

（2）大統領

国家元首たる大統領は、マケドニアを代表する（79条）。大統領は、普通・直接選挙で、秘密投票により選出される。任期は5年であり、3選は禁止されている（80条）。

大統領の権限としては、①内閣を構成する候補者の指名、②大使及び外交使節の任命及び罷免、③憲法裁判所の2名の裁判官を提案すること、④司法評議会の2名の評議員を提案すること、⑤安全保障評議会の3名の評議員を提案すること等である（84条）。

（3）内閣

行政権を担う内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（88条、89条）。

内閣の権限は、①法律及び規則を執行するための政策を決定すること、②法律及び予算を提案すること、③法律を執行するための規則を提案すること、④国家承認の決定、⑤外国との外交関係の樹立、⑥大使及び外交使節の被任命者の提案等である（91条）。

内閣及びその構成員は、議会に対して責任を負う。議会は、内閣不信任を決議することができる。内閣は、内閣不信任が議会で決議されたときは、総辞職しなければならない（92条）。逆に、内閣は、議会に対し、内閣への信任につき決議を求めることができる（93条）。

（４）裁判所

司法権は、裁判所に帰属する。裁判所は、自律的かつ独立した組織である（98条）。裁判官は、意思に反して転任させられず（99条）、また、司法評議会の同意があるか、又は5年以上の拘禁刑が規定された犯罪を行った場合でない限り、拘束されることはない（100条）。

最高裁判所は、下級裁判所による法解釈を統一する職責を有する（101条）。

司法評議会は、独立性及び自律性を有する司法機関である。司法評議会の評議員は15名である。最高裁判所長官及び司法大臣は、職務上当然に、司法評議会の評議員となる。8名の評議員は、裁判官の中から選出される（うち3名は、少数派共同体から選出される）。3名の評議員は、議会により選出される。2名の評議員は、大学の法律学者、弁護士又はその他の優秀な法律家の中から、大統領の提案に基づき、議会により選出される（うち1名は、少数派共同体から選出される）。評議員の任期は6年であり、1度だけ再任が認められる（104条）。

司法評議会の権限は、①裁判官及び裁判員の選任及び罷免、②裁判官の任期の決定、③裁判所長官の選任及び罷免、④裁判官の職務の監督及び評価、⑤裁判官の中から憲法裁判所裁判官2名を提案すること等である（105条）。

（５）憲法裁判所

憲法裁判所は、合憲性及び合法性を保障する機関である（108条）。憲法裁判所は、議会により選出された9名の裁判官から構成される。憲法裁判所裁判官の任期は9年であり、1度だけ再任が認められる。憲法裁判所長官の任期は3年であり、再任は認められない（109条）。

憲法裁判所の権限は、①法律の合憲性を決定すること、②規則等の合憲性及び合法性を決定すること、③個人及び市民の自由及び権利を保障すること、④立法機関、行政機関及び司法機関の間の権限争いについて決定すること、⑤中央政府と地方政府の間の権限争いについて決定すること等である（110条）。憲法裁判所は、法律が憲法に適合していないと決定したときは、当該法律を取り消し、又は無効としなければならない。また、憲法裁判所は、規則等が憲法又は法律に適合していないと決定したときは、当該規則等を取り消し、又は無効としなければならない。憲法裁判所の決定は、最終的かつ実行可能なものである（112条）。

3 人権

人権については、憲法の「第2章 個人及び市民の基本的自由及び権利」（第9条から第60条までの計52か条）において、「市民的及び政治的自由及び権利」、「経済的、社会的及び文化的権利」、「基本的自由及び権利の保障」及び「経済的関係の基盤」の4つの節に分けて、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、マケドニア憲法においても、同様に保障されているといえる。

その他の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①死刑は廃止されている（10条）。
- ②マスメディアを通じて返答・是正し、また、情報源を秘匿する権利が明文で規定されている（16条）。
- ③個人情報の保護について明文で規定されている（18条）。
- ④マケドニア正教以外の宗教（イスラム教、カトリック等）も平等に扱われるべきことが規定されている（19条）。
- ⑤母親及び子どもの権利について明文で規定されている（42条）。
- ⑥大学の自治について明文で規定されている（46条）。
- ⑦学問的・芸術的・創造的活動の自由の保障が明文で規定されている（47条）。
- ⑧共同体構成員の当該共同体における民族・文化・言語・宗教・教育等に関する権利について比較的詳細な規定を置いている（48条）。
- ⑨基本的人権は戦時や国家緊急事態において必要最小限の範囲で制限されることがあるが、とくに重要な権利は制限されることがない（54条）。
- ⑩外国投資者は、マケドニアに投資した資本及び利益を自由に譲渡する権利を有する。投資について獲得した権利は、法律又は規則によって削減されてはならない（59条）。

4 法令及び判決例

マケドニアにおける法源には、憲法、国際条約、法律、規則等がある。

法律及び規則は、その採択の後7日以内に「マケドニア共和国公報」で公布される。法律は、原則として公布日から8日後、又は議会が定めた例外的なケースでは公布日に、効力を生じる。法律及び規則は、原則として遡及効を有しないが、市民にとって望ましい場合は例外的に遡及効が認められる（憲法52条）。

マケドニアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。マケドニアの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、上級裁判所による過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

5 欧州連合（EU）との関係

マケドニアは、国連及びWTOには加盟したが、いまだ、EU及びNATOに加盟できていない。マケドニアは、EU加盟を実現するため、EUの基準に合わせるように大規模な法

改正を実施する等の努力を続けているところであるが、前述した国名問題を理由としてギリシャがマケドニアの加盟に反対する政策を採っていることから、マケドニアの加盟がなかなか進展しない状況にある。

Ⅲ 民法

マケドニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属する。「大陸法系」の法制度の原典ともいえる「ローマ法大全」（ラテン語では「Corpus Iuris Civilis」）を編纂させた東ローマ帝国皇帝のユスティニアヌス 1 世は、マケドニアの首都であるスコピエの近郊にあるタウレシウムの生まれである⁶。しかし、現在のところ、マケドニアでは、民法典は制定されておらず、個別の分野ごとに多くの法律が制定されているという状況である⁷。例えば、「所有権及びその他の財産権に関する法律」は全 259 条からなる法律であり、英訳も公表されている⁸。この法律の下、外国人及び外国企業は、マケドニアにおいて、建物等の所有権を取得することができる。また、「債務法」は 2001 年に制定され、幾度もの改正を経てきている。

EU 加盟を目指すマケドニアは、今後ますます、EU 法の影響を強く受けるようになると思われる。

Ⅳ 会社法

マケドニアでは、2004 年に会社法が制定され、幾度もの改正を経てきている。

マケドニアに投資しようとする外国企業は、マケドニアに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するマケドニア法人である。

外国企業がマケドニアに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表 2 のとおりである。

表 2：マケドニアで設立が認められている主な会社⁹

名称	英語／マケドニア語(ラテン文字)／マケドニア語	説明
----	-------------------------	----

⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Macedonia1.htm>

⁷ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』（ABC CLIO、2002 年）933 頁。

⁸

http://www.libertas-institut.com/de/MK/nationallaws/law_on_ownership_and_other_real_rights.pdf

⁹ 「Investment in Macedonia」（KPMG、2015 年）25～37 頁。

<http://www.kpmg.com/mk/en/issuesandinsights/articlespublications/pages/investmentinmacedonia2015.aspx>

	ア語(キリル文字)(略称)	
有限責任会社	Limited Liability Company (L.L.C.)/ Društvo so Ograničena Odgovornost (D.O.O.)/ Друштво со Ограничена Одговорност (Д.О.О.);	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資者は1名以上50名以下。出資は金銭でも現物でも可。出資者は自然人でも法人でも可。最低資本金は5,000ユーロに相当するマケドニア・ディナール。通常株主総会及び指名された3名以上15名以下の取締役により運営される。取締役は自然人に限られる。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
株式会社	Joint stock company (J.S.C.)/ Акционерско Друштво (A.D.) / Акционерско друштво (A.Д.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。株主は自然人でも法人でも可。株主は何名でもよく、一人会社も可。最低資本金は、①公募する場合は50,000ユーロに相当するマケドニア・ディナール。②公募しない場合は25,000ユーロに相当するマケドニア・ディナール。1株あたりの額面価額は1ユーロに相当するマケドニア・ディナール。会社の業務運営機関は、①取締役会、又は②監査委員会と管理委員会、のいずれかを選択。比較的大規模な会社に適する。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。自然人又は法人による一人会社も可能である。最低資本金として5,000ユーロに相当するマケドニア・ディナールが必要とされている。出資は金銭出資でも現物出資でもよい。通常株主総会及び指名された3名以上15名以下の取締役により運営される。取締役は自然人に限られる。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。最低資本金は、①公募する場合は50,000ユーロに相当するマケドニア・ディナール、②公募しない場合は25,000ユーロに相当するマケドニア・ディナールである。会社の業務運営機関は、①取締役会、又は②監査委員会と管理委員会のいずれかを選択できる。

外国法人は、(銀行等の一部の例外を除き、)マケドニア政府の認可を取得することなく、表2に掲げた会社形態のマケドニア法人を設立することもできるし、マケドニア国内に登

記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、マケドニア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はマケドニアでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

1995年裁判所法によると、マケドニアの裁判所システムは、三層構造を採用している。第一審事件を管轄する地区裁判所は27か所、控訴事件を管轄する地方裁判所は4か所、最高裁判所は1か所である¹⁰。これらの裁判所は、民事事件も刑事事件も管轄する。その他に、憲法裁判所もあることは前述した。

民事訴訟手続については、民事訴訟法が規定している。その他、国際私法、執行法、調停法、国際商事仲裁法等もある¹¹。

マケドニアの訴訟制度は、多くの困難な問題を抱えていることが指摘されている。例えば、①手続の遅延とアクセスの困難性、②執行の困難性、③IT技術利用の不十分さ、④裁判官・検察官の選任にあたっての政治的影響、⑤裁判官・裁判所職員の給与の低さ、⑥裁判官・検察官等への継続的教育の欠如、⑦汚職等の不適切な行為等である¹²。今後、これらの問題がどの程度改善されるかが注目される。

VI 刑事法

マケドニアでは、1995年に裁判所法、1996年に刑法、1997年に刑事訴訟法、1998年に公判手続法がそれぞれ制定された¹³。

マケドニアの刑事手続においては、まず予審判事が、捜査段階における警察及び検察の行った手続を監視する職責を負っている。刑事事件の公判においては、通常、裁判官と裁判員からなる合議体により審理される。即ち、①重大犯罪では裁判官2名と裁判員3名、②あまり重大ではない犯罪では裁判官1名と裁判員2名、③重大ではない犯罪では裁判官1名により審理される¹⁴。

前述したとおり、近時、マケドニアには、アルバニア及びコソボから大量のアルバニア

¹⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Macedonia1.htm>

¹¹

<http://www.iclg.co.uk/practice-areas/litigation-and-dispute-resolution/litigation-and-dispute-resolution-2015/macedonia>

¹² 「The Reform of the Judicial System in the Republic of Macedonia」(Republic of Macedonia、2005年)3頁。

<http://siteresources.worldbank.org/INTECA/Resources/Macedoniastrategija.pdf>

¹³ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』933頁。

¹⁴ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』934頁。

人が流入しており、アルバニア系武装勢力とマケドニア政府軍の衝突が散発的に生じている。また、従来より、アルバニア系マフィアがコソボ解放軍と密接に関わりながら組織犯罪に手を染めてきており、マケドニア国内への影響が懸念されるところである¹⁵。

Ⅶ 参考資料

以上、マケドニア法の概要を簡単に紹介してきたが、マケドニア法については、日本語の文献・論文等がほとんど無い。各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Guide to Online Research Resources for the Macedonian Legal System」¹⁶等が参考になる。

今後、マケドニア法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.9』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第36回 マケドニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁵ 詳細については、ティエリ・クルタン著、上瀬倫子訳『世界のマフィア』（緑風出版、2006年）27～50頁を参照されたい。

¹⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Macedonia1.htm>